1999年(平成11年)4月27日

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市情報公開審査会 会 長 長谷川 昇

情報公開請求の非公開処分に関する異議申立てについて(答申)

1998年(平成10年)5月18日付けで諮問された「仮称辻堂駅前マンションの等時間日影図」の非公開の件について、次のとおり答申します。

#### 1 審査会の結論

「仮称辻堂駅前マンション(以下「本件建築物」という。)の等時間日影図」(以下「本件日影図」という。)は、これを全部公開すべきである。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は、1998年(平成10年)4月15日に、藤沢市長に対し、本件日 影図について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により閲覧 等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年4月27日付けで、異議申立人に対し、非公開の決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年 5 月 1 3 日付けで、藤沢市長に対し、非公開処分の取消を求める異議申立てを行った。
- (4) 藤沢市長は、同年5月18日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

#### 3 異議申立人の主張要旨

## (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件日影図について1998年(平成10年) 4月27日付けの藤沢市長が非公開とした処分の取消を求める、というものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人は、藤沢市長による本件日影図の非公開の処分に異議を呈して、その理由を次のように指摘する。

本件建築物の建設に伴う諸問題につき、開発事業者との折衝の任に当たる自治会 (以下、単に「自治会」という。)が、上記開発事業者から本件建築物に係わる日 影図の提供を受け、1997年(平成9年)12月21日、この日影図をもとに日 影時間を測定したところ、日影ライン上における日影時間が7分間ないし8分間法 定日影時間を超過していることが認められた。

自治会は、藤沢市長に対して当該日影図に係わる日影時間の調査を要請したが、 同市長は、本件日影図の公開を認めず、自治会が所持する日影図が建築確認時に提 出された本件日影図と同一であるか否かの回答を求める自治会の照会にも応じてい ない。

藤沢市長は、本件日影図の公開について、本件日影図が設計者の専門的知識及び技能に基づき創作された情報であるがゆえに、著作権法制により著作物として保護されるべきものであり、これを公開することは当該著作権者に著しい不利益を与える、とする。しかし、日影図は、市販コンピュータソフトを用いて、その基礎設計が行われている。したがって、これを著作物として保護されるべき専門的知識及び技能と解するのは当を得たものとは言えない。日影図が仮に保護されるべき専門的知識及び技能であるとしても、日影図という図書を基に新たに日影図を作成するためのノウハウ等を取得することは技術的に不可能である。

当該建築物による日照障害の影響を受ける近隣居住者としては、日影図が適正に申請され処置されたか否かを知る権利を有する。この権利行使を阻害することは、何人にも許されないものである。したがって、本件日影図は、条例第6条第1項第2号ア及びイに該当する情報として、公に公開されるべきである。

## 4 実施機関の職員(建築指導課)の説明要旨

(1) 建築確認申請における等時間日影図の趣旨

建築確認処分等は、申請に係わる建築物の計画が当該建築物の敷地、構造及び建築 設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かを審査し、 その処分を行うことを意図するものである。

建築確認申請における等時間日影図は、建築基準法第56条の2に基づき、日影による中高層建築物の高さの制限を審査する目的で、建築基準法施行規則第1条により、建築確認申請書の設計図書と共に付属図書として添付することが義務付けられているものである。

#### (2) 本件日影図を非公開とする理由

中高層建築物を計画するに際しては、日影図は、様々な敷地条件を満たしつつも 効率の良い土地利用計画を策定するために、計画立案の過程において重要な役割を 担っている。すなわち計画当事者は、日影図により計画建築物の許容ボリュームを 算出し、そのデーターを基礎として建築物の具体的な規模、位置、高さ、構造、意 匠、間取りなどを決定する。したがって日影図は、ただ単に計画建築物の影の長さ を描くのみでなく、建築物の基本計画、基本設計を作成する過程において、そのノ ウハウ等を駆使した重要な資料である。

本件日影図は、建築設計者の専門的知識及び技術に基づき創作されたものである。また、本件日影図及びこれに係わる情報は、創意工夫及び技術上のノウハウ等に関する情報である。したがって本件日影図の内容をなす情報は、著作権法により保護されるべき権利である。

仮に日影図が情報公開により当事者以外の者に公開され、その公開が一般化されることになれば、日影図作成のために用いられた創意工夫及び技術上のノウハウ等は、これを他者が無償で入手しうる結果となる。この結果は、申請完了者及び(又は)建築設計者に対して著しい不利益を与えるものである。

#### 5 関係者の意見の要旨

建築主及び建築設計者は、本件建築物に係わる情報公開請求に関して、次のような意見を表明した。

(1) 本件日影図は、建築設計者がその独自の技術によって作成したものであり、したがって本件日影図が第三者に流出することは、建築設計者が有する著作権に対する侵害に他ならない。

(2) 本件建築物は、駅前商業地区に建築された分譲用のマンションであり、その一部は すでに分譲がなされている。この現状において、マンション購入者の了解を得ずして 本件建築物に係わる情報公開に応じることはプライバシー保護の観点から容認するこ とができない。

## 6 審査会の判断理由

#### (1) 本件日影図の性格

本件日影図は、建築確認申請書の図面の一つとして、建築確認申請時にその提出が 義務付けられている図書である(建築基準法第56条の2及び建築基準法施行規則第 1条)。

#### (2) 非公開理由の存否

実施機関は、条例第6条第1項第2号に該当することを理由に、本件日影図を非公開とした。

条例第6条第1項第2号は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、法人その他の団体又は事業を営む個人に関する情報であって、公開することにより当該法人又は当該個人に著しい不利益を与えるおそれのあるもの、を掲げている。

そこで、審査会は、本件日影図の公開に係わり、条例第6条第1項第2号本文の 該当性について検討する。

まず、実施機関及び建築確認申請者が指摘するように、確かに日影図が建築の計画立案の過程において、建築物の基本計画及び基本設計を作成するために不可欠な図書であることは否定しえず、これを一つの著作物と解することは妥当である。また、本件日影図が創意工夫及びノウハウ性を具有しており、とりわけ本件建築物のために設計者の専門的知識及び技能により創作された図書である、との主張に対しても、これを全面的に否定すべき理由は見当たらない。しかし、以上をもって直ちに本件日影図を非公開としなければならないとすることには慎重でなければならない。

その際、法律が保障する著作権を条例によって制限ないし否定することが可能であるのか、という点も問題となりえよう。ところで条例は、その第1条が明定するように、藤沢市が保有する情報を市民に公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障することを趣旨とする。そして、その結果として、条例は、藤沢市と市民との信頼関係を深め、市民主体の市政の推進に寄与することを意図する。このような条例の趣旨をみれば、たとえ著作権法の保護対象となる権利であっても、

その非公開が当該著作権者(本件事案においては、1998年〔平成10年〕7月27日収受の「情報公開請求に対する意見書」によれば、法人としての建築設計者がその著作者であるのみでなく著作権者でもある、と解される。)にもたらす利益とその公開が市民全体の市政の推進に寄与する利益とを比較衡量し、問題の文書等に設計上の創意工夫ないしノウハウが含まれていて、これらを公開すれば著作権者としての法人等に著しい不利益を与える、とは認められないような場合には、条例の趣旨を優先させ、当該著作権に係わる情報を公開の対象となすことが可能である、と解すべきである。

実施機関及び建築確認申請者が主張するように、本件日影図を一つの著作物とみることは妥当である。しかし他面において、われわれは、中高層建築物の建築に際して、こんにち、いわゆる日影図なるものが公表される趨勢にあることに注目しなければならない。因みに、異議申立人並びに建築主及び建築設計者の言を総合すれば、本件事案において、日影の状況を示す図書が建築主側から近隣住民側にすでに提示されていた由である。また、実施機関や建築主・設計者側から本件日影図がどのような点で創意工夫やノウハウを備えているのかが、具体的に明示されることもなかった。このような事情を勘案するとき、本件日影図に含まれる創意工夫もしくはノウハウの程度は顕著であるとは認められず、法人等に著しい不利益を与えるおそれのある情報として保護されるべき要請も少ないとみるべきである。

ところで、日影図は、建築確認申請に際して、設計図類と共に、当該建築物の日影規制への適合性を担保する付属図書の一つとして、その提出が義務付けられている。すなわち日影図の提出は、一つには当該建築物が日影に関して法令違反の状況を現出するおそれがないことを確認するためである。このように解するなら、藤沢市がこの種の図書を受理し管理すること自体、その一主要目的として、当該建築物の近隣居住者に対して日照による利益を確保することを意図している、とみることができる。したがって近隣居住者としては、当該建築物による日影に関して疑義がある場合に、知る権利の一行使として日影図により日照状態を確認し、自らの日照を享有すべく主張する正当な利益をもっている、と言わなければならない。

以上のことから、審査会は次のとおり判断する。すなわち、本件日影図は専門的知識の成果であり、また、同図書には創意工夫及び技術的ノウハウが表示されている部分が含まれている、とみることも確かに不可能ではない。しかし、その公開が当該著作権者にもたらしうる不利益の種類及び程度がその当事者により明白に示されていないのであるから、本件日影図の公開を条例第6条第1項第2号本文所定の「当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えるおそれのあるもの」に数えるのは困難であり、したがって本件日影図を同条項により非公開とすることは妥当では

ない。

情報の公開方法については、公開請求者は、当該情報の閲覧、写しの交付又は視聴のいずれかを選択することが可能である(条例第9条第2項)。これを本件事案についてみれば、公開請求者は、その選択によって本件日影図の閲覧又はその写しの交付を請求しうることになる。その際、当該日影図の写しの交付は、実施機関及び建築確認申請者が主張するように、財産権としての複製権の侵害を惹起し、著作権者に不利益を及ぼすことにもなりかねない。

しかし、実施機関及び関係者の説明から判断する限り、建築確認申請書の一部としての本件日影図のみの公開から、この種の権利侵害を明白かつ具体的なものとして想定することは困難である。したがって、本件日影図の写しが実際に交付されたとしても、その交付がいかなる種類及び程度において財産権の侵害を惹起するのかを判断することは、同様に困難である。このような状況のもとにおいては、藤沢市と市民との間の信頼関係を深め、同時に市民主体の市政の実現をめざす条例の趣旨こそ優先すべきである。そして、その際の公開方法についても、条例の趣旨に則り、これを公開請求者の選択に委ねる他はない、と判断される。

実施機関及び建築確認申請者が主張するように、仮に本件日影図が行政機関を経由して公開され複製されうることになれば、本件日影図の公開及び複製を奇貨として技術上のノウハウ等を無償で取得しようと試みる第三者が現れ、ひいては建築設計者の事業そのものに何らかの支障ないし不利益を及ぼす事態が起こりうることも、否定し去ることはできない。

しかし、本件日影図の法人情報として保護されるべき必要性が大きくないことについては、すでに本項 及び において述べたとおりである。また、本件日影図が公開されることにより、当該著作権者の著作権が上の第三者により侵害されることを危惧するなら、その財産権に対する侵害がいかなる態様において、しかもいかなる規模のものとして出現するのか、を示すことが必要である。ところが、この点についての明瞭な説明はなされていないのであるから、本件日影図は、広く第三者に対しても公開されるべきである。

因みに本件事案に関連して、建築主及び設計者は、本件建築物の区分所有者による承諾なしに本件日影図を公開することが、同区分所有者のプライバシーの侵害を 惹起する可能性をもつ旨を主張する。

しかし、たとえば異議申立人のように、区分所有者以外の者にとって、本件日影 図を閲覧することから、直ちに本件建築物居住者の私的生活を窺い知ることは不可 能である。すなわち本件日影図の公開から、同区分所有者のプライバシーが侵害される事態は想定することができない。したがって、この点に関する建築主及び設計者の主張には理由がない、といわなければならない。

以上により、審査会は、本件日影図が、条例第6条第1項第2号本文の非公開情報に該当せず、したがって公開されるべきであると判断する。

なお、異議申立人は本件日影図が条例第6条第1項第2号ただし書きア及びイの 規定により公開されるべきである、とも主張する。しかし、本件事案に関しては、 これを条例第6条第1項第2号本文に係わる事項であるとみるのが、審査会の判断 である。しかも異議申立人の請求の趣旨は、審査会の上記の判断によりすでに達成 されているのであるから、条例第6条第1項第2号ただし書きア及びイの規定を援 用する異議申立人の主張については、もはやその当否を検討する必要がないことに なる。

#### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以上

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
1998 · 5 · 18	・諮問
5 • 29	・審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
6 • 5	・市長から審査会に非公開理由説明書の提出
6 • 8	・審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付
	及び意見書の提出要請
6 • 22	・異議申立人から審査会に意見書の提出
6 • 22	・審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係
	る対象文書の提出要請
7 • 2	・対象文書の閲覧
	・審議
7 • 27	・関係者から審査会に意見書の提出
7 • 30	・実施機関からの意見聴取
	・異議申立人からの意見聴取
	・関係者からの意見聴取
	・関係者から審査会に資料の提出
	・審議
8 • 6	・異議申立人から審査会に資料の提出
8 • 20	・関係者から審査会に資料の提出
10 • 8	・審議
11 • 19	・審議
12 • 10	・審議
1999 • 1 • 26	・審議
3 • 1	・審議
4 · 8	・審議
4 • 2 7	・答申

# 第7期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1998.2.1~2000.1.31) 会長 会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
小沼 進一	・青山学院大学法学部教授
小林 ひろみ	・文教大学国際学部教授
高井 巖	・(株)厚木テレコムパーク常勤監査役
田島泰彦	・上智大学文学部教授
長谷川 昇	・弁護士

(50音順)